

☆☆————☆☆

特許庁採用情報メールマガジン VOL. 84

※本メールマガジンは、御登録いただいた
アドレス宛てに配信しております

☆☆————☆☆

皆さん、こんにちは！特許庁採用担当です。

立秋とは名ばかりの猛暑が続きます。

さて、今号も各種採用情報をまとめて
お届けしてまいりたいと思います。
ぜひ最後までご覧ください。

1. 共通の採用関係情報
2. 事務職員採用関係情報
2. 特許審査官採用関係情報
3. 意匠審査官採用関係情報
4. 商標審査官採用関係情報
5. ひとことQ&A

■□■————■□■

1. ～共通の採用関係情報～

■□■————■□■

セミナー型説明会

人事院 主催

- ・10月5日（土曜日） 公務研究セミナー＜大阪府＞
- ・10月20日（日曜日） 公務研究セミナー＜東京都＞
- ・11月2日（土曜日） 公務研究セミナー＜京都府＞
- ・11月9日（土曜日） 公務研究セミナー＜福岡県＞
- ・11月30日（土曜日） 公務研究セミナー＜北海道＞
- ・12月1日（日曜日） 公務研究セミナー＜愛知県＞
- ・12月14日（土曜日） 公務研究セミナー＜岡山県＞
- ・12月21日（土曜日） 公務研究セミナー＜宮城県＞

↓詳細はこちらから↓

（人事院 HP） <https://www.jinji.go.jp/saiyo/event.html>

■□■————■□■

2. ～事務職員採用関係情報～



☆全体スケジュール（予定）☆

- ・9月 女子学生霞が関体験プログラム
 大学生協公務員業務研究セミナー（※大学生協受講生を対象）
 特許庁を知ろう！（第1弾）
 秘書課採用担当職員との座談会
- ・10月～ 公務研究セミナー

☆イベントスケジュール☆

① 特許庁を知ろう！（第1弾）

初めて事務職員の業務説明会に参加される方向けの説明会となっております。

- ・2024年9月11日（水曜日）14時00分から15時30分（オンライン形式）

↓ご予約はこちらから↓

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/jimu/event/setsumeikai_01-01.html

② 秘書課採用担当職員との座談会

皆さまが抱えているお悩みやご質問を何でもお聞かせください！

秘書課採用担当職員にお話しいただけると嬉しいです★

- ・2024年9月17日（火曜日）14時30分から16時30分（対面形式）
- ・2024年9月18日（水曜日）14時30分から16時30分（対面形式）

↓ご予約はこちらから↓

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/jimu/event/setsumeikai_02-01.html

③ 女子学生霞が関体験プログラム

内閣人事局主催で女子学生向けに開催される

インターンシップに当庁も参加いたします！

- ・第1クール：9月3日（火）～9月4日（水）

↓詳細はこちらから↓

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/recruit/event/detail_women_program.html

④ 業務紹介動画

事務職員の業務内容を課室ごとに紹介した動画となっております↓

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/movie/index.html>



3. ～特許審査官採用関係情報～



☆全体スケジュール（予定）☆

- 9 月 特許庁サマープログラム＜第 2 回＞
女子学生霞が関体験プログラム
WE B 公務研究セミナー
大学生協公務員業界研究セミナー（※大学生協受講生を対象）
- 10 月 知財ゼミ（審査実務編）
公務研究セミナー@大阪、東京
- 11 月 知財ゼミ（知財行政編）
公務研究セミナー@京都、福岡、北海道
- 12 月 知財ゼミ（企画）
公務研究セミナー@愛知、岡山、宮城

☆イベントスケジュール☆

① 特許庁サマープログラム

特許審査官（総合職（技術系））の業務の専門性の高さややりがい、知財制度の重要性、知財政策の企画・立案の現場などを知っていただくことを目的として、最大 2 日間の職場体験プログラム（オープン・カンパニー）を行います！

＜第 2 回＞

2024 年 9 月 9 日（月曜日）（対面・オンライン形式併用）

2024 年 9 月 10 日（火曜日）（対面形式のみ）

※対面形式については、定員に達したため募集を終了しました。

1 日目オンライン形式での参加のみ募集を受け付けています（9 月 2 日 17 時締切）。

↓ご予約はこちらから↓

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/summer-program.html>

② 知財ゼミ

- ・10 月 2 日（水曜日） 審査実務編@（対面・オンライン併用）
- ・11 月 7 日（木曜日） 知財行政編@（対面・オンライン併用）
- ・12 月以降も月 1 回程度開催予定です。日程が決まり次第、下記 HP に掲載します。

↓ご予約はこちらから↓

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/chizai-zemi.html>

③ オーダーメイド型 個別業務説明

皆さんの都合の良い日時・知りたいことに合わせて

特許審査官の業務内容をご紹介します。

特許庁庁舎での実施／オンラインが選べます。

↓ご予約はこちらから↓

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/kobetsu-setsume.html>

④ 公務研究セミナー

公務研究セミナーは、各府省の職員が本府省等の業務概要、直面する政策課題への取組、仕事のやりがいなどを説明する企画です。

- ・10月5日（土曜日） 公務研究セミナー＜大阪府＞
- ・10月20日（日曜日） 公務研究セミナー＜東京都＞
- ・11月2日（土曜日） 公務研究セミナー＜京都府＞
- ・11月9日（土曜日） 公務研究セミナー＜福岡県＞
- ・11月30日（土曜日） 公務研究セミナー＜北海道＞
- ・12月1日（日曜日） 公務研究セミナー＜愛知県＞
- ・12月14日（土曜日） 公務研究セミナー＜岡山県＞
- ・12月21日（土曜日） 公務研究セミナー＜宮城県＞

↓詳細は後日こちらに掲載します↓

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/event/seminar-jinjiin.html>

※詳細プログラムは、予約フォームとともに開催日の約1ヶ月前に掲載されます。



4. ～意匠審査官採用関係情報～



☆全体スケジュール（予定）☆

- 9月 大学生協公務員業務研究セミナー（※大学生協の公務員講座受講者を対象）
- 10月 公務研究セミナー＜大阪府＞＜東京都＞

☆イベントスケジュール☆

① 公務研究セミナー

公務研究セミナーは、各府省の職員が本府省等の業務概要、直面する政策課題への取組、仕事のやりがいなどを説明する企画です。意匠審査官も以下の日程で会場に赴いて、業務概要等を説明します。

2024年10月5日（土曜日） 公務研究セミナー（近畿①（大阪）） 対面

2024年10月20日（日曜日） 公務研究セミナー（東京） 対面

<https://www.jinji.go.jp/saiyo/event/koumu/koumu.html>

② 【随時受付中】個別業務説明

意匠審査官って何者？どんな仕事をしているの？

皆さんそれぞれの気になることに合わせて、個別に意匠審査官の業務内容を説明します。マンツーマンで行いますので、聞きたいことを思う存分聞くことができます。

オンラインでも実施していますので、興味のある方は意匠課採用担当 PA1530@jpo.go.jp までお気軽にお問合せください！



5. ～商標審査官採用関係情報～



☆全体スケジュール（予定）☆

- ・9月 女子学生霞が関体験プログラム
大学生協公務員業務研究セミナー（※大学生協受講生を対象）
- ・10月～ 公務研究セミナー

☆イベントスケジュール☆

① 業務紹介動画

商標審査官の業務内容を紹介した動画が掲載されています↓

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/movie/index.html>

② 女子学生霞が関体験プログラム

内閣人事局主催で女子学生向けに開催される
インターンシップに当庁も参加いたします！

- ・第1クール：9月3日（火）～9月4日（水）

↓詳細はこちらから↓

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/recruit/event/detail_women_program.html



5. ～ひとことQ&A～



Q、働く上で意識していること、大切にしていることを教えてください。

【事務職員】

A： 人事異動を通じて、色々な業務を経験する機会があり、それぞれの部署で新たな知識を習得できるよう努めております。過去に得た知識や経験が別の部署でも活かせたときには自分自身の成長を感じられますし、新しい知識を吸収できたときは知的好奇心をくすぐられます。

【特許審査官】

A： より良い審査ができるように、日々の業務を通じて成長していくことを意識しています。特許審査では、技術、法律、業界の動向などについての知見を総動員して業務を行うため、成長できる余地がたくさんあり、仕事のやりがいにも繋がっています。

【意匠審査官】

A：審査官の判断が社会に与える影響力と責任の重さを意識するようにしています。意匠権は「排他的独占権」、つまり権利者以外の全ての人が、意匠登録されたデザインを製造・販売できないという強力な権利です。難しい案件でも自信を持って判断できるように、日々産業財産権制度とデザイン全般の専門性を高めることが大切だと思っています。

【商標審査官】

A：商標の審査には高い専門知識だけではなく、需要者視点での考え方や、新商品・サービスへの関心、IT用語やビジネス用語への理解など、多方面にわたる知識や興味も大切になってきます。時代に即して商標の捉え方や審査判断も変化しますので、現在の流行に高くアンテナを張ることを意識しています！

※配信にあたり、ご要望等がありましたらいつでも御連絡下さい♪
お待ちしております！

☆＝☆—————☆＝☆

◆次号は2024年10月中旬頃に配信予定です。

◆メールマガジンの配信停止や配信先変更の場合は、
下記URLより詳細をご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/sns/index.html>

◆メールマガジンの感想・ご意見・ご要望もお待ちしております！

メールアドレス：PA0120@jpo.go.jp

◆本メールマガジンの無断転載を禁じます。

【配信元：特許庁 総務部秘書課】

特許庁HP

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/index.html>

採用担当 X

https://twitter.com/jpo_recruit

☆＝☆—————☆＝☆